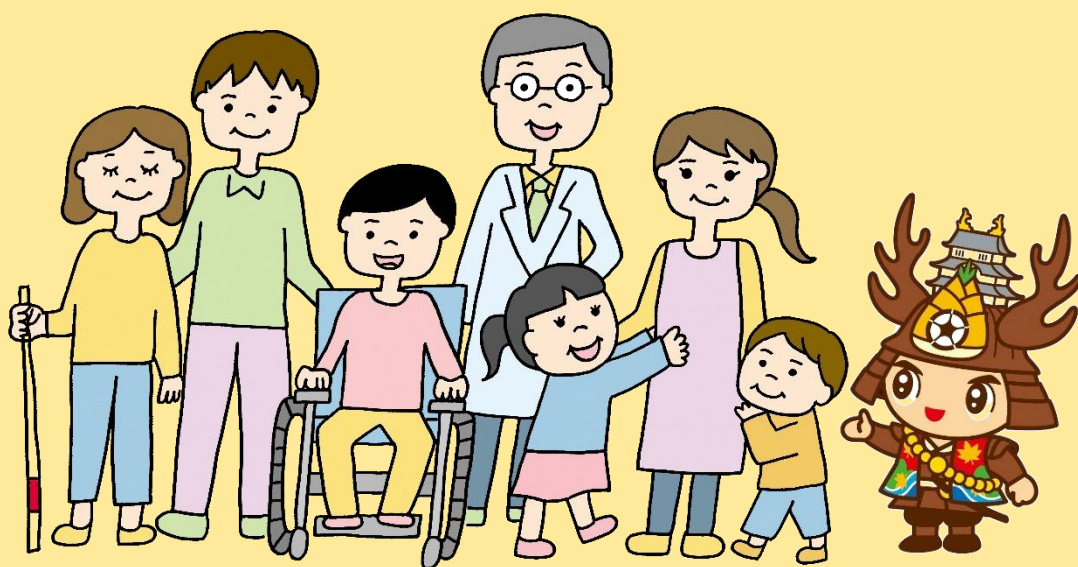


# 大多喜町障がい者施策推進計画

## 概要版



令和3年3月

大多喜町

## 計画策定の目的



本町では、平成 27 年に大多喜町障がい者施策推進計画（障害者基本法に基づく第 3 次障がい者基本計画、障害者総合支援法に基づく第 4 期障がい福祉計画）を、平成 30 年に大多喜町第 5 期障がい福祉計画・大多喜町第 1 期障がい児福祉計画を策定し、障がいのある人もない人も、ともに地域でいきいきと安心して暮らせるまちを目指して施策を推進してきました。

## 計画の位置づけ（計画の法的根拠、関連計画）



本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく市町村障害者計画、障害者総合支援法第 88 条第 1 項に基づく市町村障害福祉計画、児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に基づく市町村障害児福祉計画として位置づけます。

また、大多喜町第 3 次総合計画を上位計画とし、他の関連する計画や、国の「障害者基本計画」及び千葉県の「千葉県障害者計画」と整合を図っています。

## 計画の期間



「第 4 次障がい者基本計画」は令和 3 年度から令和 8 年度までの 6 年間、「第 6 期障がい福祉計画・第 2 期障がい児福祉計画」は令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間で計画期間とし、一体的に策定します。

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
第4次障がい者基本計画	▶					
第6期障がい福祉計画・ 第2期障がい児福祉計画	▶					

## 計画の対象



本計画の対象とする障がい者（障がいのある人）は、障害者基本法第 2 条において、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」とされています。

また、「障がい」は単に「機能障がい」を指すだけでなく、「能力障がい・個人の活動制限」や「社会的不利・社会への参加制約」を含む概念であり、「障がい者が受ける制限は、様々な社会環境との相互作用や社会との関係性の在り方によって生ずる」という認識に立っています。

## 基本理念



本町では、すべての住民がお互いに人権を尊重し、地域で支え合うことができるまちづくり、そして、すべての障がい者が自分の望む生き方を主体的に選ぶことで、個性を発揮して地域で活躍でき、きめ細かな支援を受けながら自立した生活を送ることができるまちづくりを目指し、基本理念（基本的な考え方）を、以下のように定めます。

一人ひとりを大切に、ともに生きるまちづくり

## 基本方針



### 1 「合理的配慮」の拡充とその基礎となる環境整備

障害者権利条約では、「合理的配慮」、すなわち、「障がいがあることで生じる不利益を解消するための適切な対応や調整を、『過大な負担がかからない範囲』で行うこと」を社会の責務と位置づけました。本町においても、あらゆる施策分野で、「合理的配慮」を最大限に行うことを目指し、その基礎となる環境整備を進めていきます。

### 2 療育・リハビリテーションの重視

障がい・発達の遅れ・不安等を早期に発見し、適切な療育やリハビリテーションを行うことは、心身機能の維持・回復のみならず、その後の社会生活に大きな効果があると考えられます。本町では、今後も療育・リハビリテーションを重視した障がい者施策を推進していきます。

## 計画の推進に向けて



本計画の推進にあたっては、健康福祉課社会福祉係が中心となり、関係各課と随時連携を図りながら、各施策の進捗状況の定期的な把握を図ります。

障がい者施策は広範な分野にわたるため、障がい者の代表や関係団体・機関、サービス提供事業者等と連携・調整をし、本計画の全体的な実施状況の点検と課題整理を行い、計画の円滑な推進を図ります。

さらに、広域的な調整が必要な施策については、夷隅地区自立支援協議会に課題提起し、幅広い意見交換を図り、計画の着実な推進につなげます。

PDCAサイクルのプロセスにのっとり、各計画に関する検証を行います。また、夷隅地域自立支援協議会とも連携を図り、計画の着実な推進に努めます。





## 基本目標1 地域生活への支援の充実

障がい者が必要なときに必要な場所で、地域の实情に即した適切な支援を受けることができるよう取り組み、住民が相互に尊重し合い、安心して暮らすことのできる地域の実現を目指します。

障がい者ができる限り住み慣れた地域で自立生活を継続できるよう、また、施設入所者や長期入院者が地域生活に移行できるよう、障害者総合支援法による自立支援給付・地域生活支援事業や、その他の各種生活支援サービス等、心身の状況やニーズに応じた多様な支援を進めます。また、障がい保健福祉圏域で連携しながら、地域生活支援拠点の整備を進めます。

### 施策の方向

- (1) 居住の場への支援の充実
- (2) 地域生活支援拠点の整備
- (3) 日中活動への支援の充実
- (4) 生活支援サービスの充実

## 基本目標2 理解を広げ、権利を擁護する取り組みの推進

障がいに対する理解を深め、虐待の防止や権利擁護に取り組むことは、「障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現の基本となります。

家庭や地域、学校、職場等あらゆるところで、すべての住民が互いに尊重し合い、障がいへの正しい理解を深めるため、多様な啓発活動を推進していきます。

また、ケアマネジメント等を通じたきめ細かな相談支援に努めるとともに、手話・要約筆記等、多様な手段でコミュニケーションが行える環境づくりに努めます。

さらには、親亡き後の財産管理、成年後見制度の利用促進等、障がい者の権利を擁護し、自立した意思決定を支援するしくみづくりを進めていきます。

### 施策の方向

- (1) 障がいに関する理解促進
- (2) 相談支援の充実
- (3) 権利擁護及び自立した意思決定の推進
- (4) 円滑なコミュニケーションの支援

## 基本目標3 子どもへの支援体制の充実

障がいのある子どもが地域でともに学び、育つことは、その子の将来の生活や地域社会を豊かにするためにとても重要です。

そのため、地域の子ども・子育て支援施設や療育施設、学校が連携しながら、障がいの状況や特性、発達の状況等に応じて、一人ひとりの個性や可能性を伸ばす療育・教育の推進を図ります。また、社会の一員として主体的に生活を営む力を育成するため、基本的な生活習慣の確立に努めるとともに、関係機関との連携により適切な進路相談・指導の実施に努めます。

### 施策の方向

- (1) 乳幼児期の適切な保健・療育の確保
- (2) 特別支援教育の推進
- (3) 就学前保育・教育の充実と放課後児童対策の推進

## 基本目標4 就労支援の強化

障がい者が地域ではつらつと働き、活動することは、経済的自立のためだけでなく、主体的に生きがいある生活を送るためにも重要です。

行政自らが障がい者の雇用に努めるとともに、企業等での雇用を積極的に促進し、障がい者の就労の拡大を図ります。また、企業等への就職が困難な方への福祉的就労の機会の確保を図るとともに、労働部門と福祉部門が連携しながら、障がい者が就労や通所を安定的に続けていくための生活支援に努めます。

### 施策の 方向

- (1) 一般就労の促進
- (2) 行政自身の障がい者雇用対策の強化
- (3) 福祉的就労の促進

## 基本目標5 安全・安心な暮らしの確保

障がい者が、地域で安全に安心して暮らしていけるよう、関係機関や地域住民と連携しながら、医療、交通、防犯等の面での障がい者への配慮に努めるとともに、バリアフリー、ユニバーサルデザインの生活空間づくりを一層進めていきます。

また、災害等の緊急時に備え、地域ぐるみで障がい者を見守る支え合いのネットワークづくりを進めていきます。

### 施策の 方向

- (1) 障がい者にやさしい公共空間の整備
- (2) 暮らしやすい住宅づくりの促進
- (3) 外出手段の確保
- (4) 地域医療の充実促進
- (5) 生活安全対策の推進

## 基本目標6 健康的で文化的な生活への支援

障がい者一人ひとりの生活の質（QOL）の向上を図るため、また、心身機能の維持・回復を図るため、ライフステージや心身の状況に応じた疾病予防・健康づくり・医学的リハビリテーションの取り組みを促進します。

また、障がい者の生活を豊かにし、地域住民の障がいへの理解を深めるため、生涯学習活動やスポーツ活動、社会活動等、幅広い活動への参加を促進していきます。

### 施策の 方向

- (1) 心と体の健康づくりの推進
- (2) 生涯学習機会の拡大
- (3) スポーツ・レクリエーションへの参加の促進





## ▼障がい福祉サービスに関する成果指標

### ①福祉施設の施設入所者の地域生活への移行

区分	目標
令和5年度末までに地域生活に移行する人数	1人
令和5年度末時点における施設入所者数	10人

### ②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

保健、医療、福祉関係者による協議の場については、令和2年度末に圏域において設置が完了しました。本町では活動指標を定め、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指します。

※令和5年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）を大多喜町では3人と定めます。

### ③地域生活支援拠点等が有する機能の充実

令和3年度までに夷隅郡市内市町と連携し、地域生活支援拠点1か所の設置に向けて調整します。また、地域生活支援拠点設置後には、機能の充実のための運用状況の検証及び検討の機会を設けます。

### ④福祉施設から一般就労への移行等

区分	目標
令和5年度に就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行する障がい者数	2人
令和5年度に就労移行支援事業所から一般就労する障がい者数	2人
令和5年度に就労継続支援A型事業から一般就労をする障がい者数	0人
令和5年度に就労継続支援B型事業から一般就労をする障がい者数	0人
令和5年度の就労定着支援事業の利用者数	2人
令和5年度の利用就労定着支援事業所における就労定着率が80%以上の事業所の割合	町内1か所

### ⑤相談支援体制の充実・強化等

総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制確保のため、基幹相談支援センターを夷隅郡市の他の市町と協力して令和5年度の設置を目指します。

### ⑥障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

本町では、障害福祉サービス等の質の向上について、夷隅地区自立支援協議会内の体制を活用し、関係自治体や事業所等と協議や情報共有する場を確保します。

## ▼障害福祉サービスの見込み量

項目		単位	令和3年	令和4年	令和5年
訪問系サービス	居宅介護	人/月	14	15	16
		時間/月	177	189	202
	重度訪問介護	人/月	0	0	0
		時間/月	0	0	0
	同行援護	人/月	1	1	1
		時間/月	17	17	17
	行動援護	人/月	0	0	0
		時間/月	0	0	0
	重度障がい者等包括支援	人/月	0	0	0
		時間/月	0	0	0

▼障害福祉サービスの見込み量

項目		単位	令和3年	令和4年	令和5年
日中活動系サービス (介護給付)	生活介護	人/月	24	25	26
		人日/月	504	525	546
	療養介護	人/月	1	1	1
		人日/月	31	31	31
	短期入所(ショートステイ)	人/月	7	8	9
		人日/月	75	85	96
日中活動系サービス (訓練等給付)	機能訓練	人/月	1	1	1
		人日/月	15	15	15
	生活訓練	人/月	2	2	2
		人日/月	36	36	36
	就労移行支援	人/月	4	4	5
		人日/月	45	45	60
	就労継続支援A型	人/月	1	1	2
		人日/月	20	20	40
就労継続支援B型	人/月	34	36	38	
	人日/月	578	612	646	
居住系サービス	共同生活援助(グループホーム)	人/月	23(11)	24(12)	25(13)
		人/月	11	10	10
	自立生活援助	人/月	2(0)	3(1)	4(2)
		回/月	2(0)	3(1)	4(2)
相談支援事業	計画相談支援	人/年	100	106	112
		人/年(延)	237	251	266
	地域移行支援	人/年	3(3)	4(4)	5(5)
		人/年(延)	12(12)	16(16)	20(20)
	地域定着支援	人/年	6(2)	7(3)	8(3)
		人/年(延)	45(15)	48(21)	51(19)

※ ( ) 内はうち精神障がい者の見込み

▼地域生活支援事業の見込み量

項目		令和3年	令和4年	令和5年
理解促進研修・啓発事業		未実施	実施	実施
自発的活動支援事業		未実施	実施	実施
相談支援 事業等	障がい者相談支援事業所数	1	1	1
	市町村相談支援機能強化事業の有無	有	有	有
	住宅入居等支援事業	—	—	—
成年後見制度利用支援事業		2	3	3
成年後見制度法人後見支援事業		未実施	未実施	実施
意思疎通支援事業	手話通訳者設置人数	0	0	0
	手話・要約筆記実利用者数	2	2	2
日常生活 用具給付 事業	介護訓練支援用具(回/年)	0	0	0
	自立生活支援用具(回/年)	1	1	1
	在宅療養等支援用具(回/年)	1	1	1
	情報・意思疎通支援用具(回/年)	0	1	0
	排せつ管理支援用具(回/年)	24	25	26
	居宅生活動作補助用具(住宅改修)(回/年)	1	1	1
手話奉仕員養成研修事業		実施	実施	実施
移動支援事業 (個別支援型)	人/年	8	9	11
	時間/年	360	405	495
地域活動 支援センター	箇所	1	1	1
	人/年	73	75	77
日中一時支援事業(人/年)		7	8	9
訪問入浴サービス事業(件/年)		1	1	1
知的障がい者職親制度(人/年)		1	1	1
自動車運転免許取得費助成、自動車改造費助成(人/年)		1	1	1



## ▼障害児福祉サービスに関する成果目標

### ①児童発達支援センター機能の整備及び保育所等訪問支援の充実

区分	目標
児童発達支援センターの設置	夷隅郡市内の市町と連携を図り、圏域内に1か所の設置を進めていきます。
保育所等訪問支援体制の構築	町内の事業所が実施しているため、1か所構築済み。

### ②重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置

区分	目標
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数	夷隅郡市内の市町と協力し、令和5年度までに圏域内に1か所の設置を目指します。
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所数	圏域内に1か所整備済み。

### ③医療的ニーズへの対応について（協議の場の設置、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置）

区分	目標
関係機関等が連携を図るための協議の場の設置	夷隅郡市内の市町と協力し、令和5年度までに圏域内に1か所の設置を目指します。
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	夷隅郡市内の市町と協力し、令和5年度までに1名の配置を目指します。

## ▼障害児福祉サービスの見込み量

項目	単位	令和3年	令和4年	令和5年
児童発達支援事業	人/月	8	9	10
	人日/月	48	54	60
医療型児童発達支援事業	人/月	0	0	0
	人日/月	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	0
	人日/月	0	0	0
放課後等デイサービス	人/月	12	12	12
	人日/月	136	136	136
保育所等訪問支援	人/年	2	2	3
	人日/年	4	4	6
障がい児相談支援	人/年	32	33	35
	回/年	32	33	35



## 大多喜町障がい者施策推進計画 概要版

令和3年3月

編集 大多喜町健康福祉課社会福祉係

〒298-0292 千葉県夷隅郡大多喜町大多喜93番地

電話：0470-82-2168

FAX：0470-82-4461